

6月定例会号

平成27年
8月16日発行

vol.53

亀山

かめやま
市議会だより

発行：三重県亀山市議会 編集：亀山市議会広聴広報委員会
住所：三重県亀山市本丸町577 ☎(0595)84-5059
E-mail:gikai-city.kameyama@ztv.ne.jp

一般会計補正予算(第1号)

関ロツジ関連予算に 質疑集中

予算決算委員会

P2

附帯意見を付けて可決!

もくじ

6月定例会のあらまし…	2	議会とぴっくす…	18
議案質疑…	6	9月定例会の日程…	18
一般質問…	9	議会の主な動き…	18
議案と議決結果…	16		



市議会の詳しい情報は亀山市議会のホームページをご覧ください

加太向井の盆踊り(聴川寺)

撮影者 森崎 進さん

(加太向井)

亀山市議会

検索

<http://www.city.kameyama.mie.jp/gikai/>

6月定例会は、6月5日から6月29日までの25日間の会期で開催しました。
一般会計補正予算（第1号）の審議を中心に、市長から提案された12議案について慎重に審議しました。
また、議会からは、委員会提出議案2件と議員提出議案2件を提案しました。

議案一覧・
表決結果は
16ページ～

予算決算
委員会

平成27年度一般会計補正予算(第1号) 附帯意見を付けて可決(修正案は否決)

今回の補正予算では、総額3億9775万円の一般会計補正予算が提案されました。そのうち、指定管理者が本年3月で撤退したことにより4月から休館に追い込まれた国民宿舎関ロッジの維持管理費と今後の関ロッジの在り方を検討する委員会の報償費などを盛り込んだ「観光費」「国民宿舎関ロッジ管理費」281万9千円について、本会議や予算決算委員会教育民生分科会で質疑が集中しました。

6月29日の予算決算委員会では、各分科会長から審査経過について報告がありました。続いて、分科会長報告に対する質疑を経て、国民宿舎関ロッジ管理費について、委員間の自由討議を行いました。

その後、**関ロッジ管理費の内、在り方検討委員会設置のための報償費37万3千円について、市長自らがその責任において早期に方向性を決定し、再開を目指すべきとの理由から報償費を全額削除する修正案**が提出されました。

修正案についても委員間の自由討議を行い、審査を尽くした結果、修正案は、賛成者少数で否決されましたが、補正予算の原案については、下記の附帯意見をつけて賛成者多数で可決しました。

修正案に対する意見

- 在り方検討委員会の設置は必要であるが、まず市が原因究明をしっかりと行い、議会に報告した後に、委員会を開催するべきである。
- 関ロッジが経年劣化していく中で、いち早く方向性を出すべきであり、在り方検討委員会は必要であるから報償費37万3千円を削除することは解決に結びつくものではない。



【 附 帯 意 見 】

- 1 関ロッジについては、委員会の審査過程において出された意見を十分尊重するとともに、平成27年3月定例会において議決した「国民宿舎関ロッジに関する決議」に書かれているように、指定管理取り消しに至った原因の検証を十分に行い、議会に報告した上で、関ロッジの方向性について直営も含め幅広い視点で検討を行うこと。
- 2 関ロッジの方向性については、平成27年9月定例会閉会日までに結論を出し、10月から始まる平成28年度予算の編成作業に間に合わせること。

可決した主な条例 総合計画条例の制定について

総合計画とは

市の将来の長期的な展望の下に市政のあらゆる分野を対象とした総合的かつ計画的なまちづくりの指針で、市の最上位計画として位置づけられています。

この計画は、これまで自治体にその策定が義務づけられていましたが、平成23年の地方自治法の一部改正により、策定根拠となる規定が削除されました。

亀山市では、現在の第1次総合計画の計画期間が平成28年度末で終了することから、新たに第2次総合計画を策定することを決定し、その策定根拠となる総合計画条例を制定しました。

【質疑の一部】

- 市として、総合計画の策定を必要と判断した根拠は。
- 今後、市長が選挙により交代しても総合計画の策定は義務付けられることになるのか。

可決した主な条例 市営住宅条例の一部改正について

市では、住生活基本計画において、今年度末までに200戸の市営住宅を供給する目標を定め、そのうち70戸を民間が所有する賃貸共同住宅の活用により供給することとしています。

今回、民間活用支援住宅事業により、新たに借り上げる賃貸共同住宅（川合、北鹿島台、若山）について、市営住宅として設置及び管理を行います。

【質疑の一部】

- 市営住宅を市が建設する場合と民間住宅を借り上げる場合で整備基準に違いがあるのか。
- 今回借り上げる場所の立地環境は、市営住宅に適していると考えているのか。

専決処分の報告に対する質疑

林業総合センター火災被害の損害賠償請求(7055万4443円)の支払督促に係る訴えの提起の専決処分について、地方自治法第180条による専決処分を適用した根拠や支払督促の妥当性について質疑がありました。

② 専決処分とは

議会が議決すべき事項を、特定の場合に限り市長が議会に代わって処理することを言い、次の2つの場合があります。

1. 地方自治法第179条による場合

緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がない場合など、市長は議決すべき事件を処分することができます。

専決処分については、市長は次の議会に報告し、その承認を求めなければなりません。

2. 地方自治法第180条による場合

議会の権限に属する軽易な事項で議決により特に指定したものは、市長において、専決処分することができます。

専決処分したときは、市長は議会に報告しなければなりません。

(支払督促に対する異議申立てによる訴訟の提起に関することは、平成24年6月29日に市長において専決処分することができる事項に指定)



請 願 の 結 果

件 名	請 願 者	紹 介 議 員	結 果
請 願 第 1 号 安全保障法制の見直しを今国会で成立させないよう求める 請願書	亀山市西丸町554-7 亀山九条の会 代表 坂 昌寛	中崎 孝彦 服部 孝規 西川 憲行	採 択

議員提出議案

安全保障法制の見直しを 今国会で成立させないよう求める意見書

賛成者多数で
可決

意見書（抜粋）

安倍内閣が閣議決定し、国会に上程した「国際平和支援法案」「平和安全法制整備法案」は、これまで歴代政府が踏襲してきた安全保障体制を根本から変えようとするものであり、実質的に『憲法改正』に匹敵する内容のものです。

国民の多くは、なぜこの法整備が必要なのか大きな疑問を感じています。

憲法に定められた国のあり方を大きく変えようとする法案審議が、これほど短期間でし尽せるとは到底思えません。広く国民的議論を起し、世論を尊重して法案の審議を行う必要があります。

よって、政府に対し、「国際平和支援法案」「平和安全法制整備法案」を今国会で成立させないよう強く要望する。

議員提出議案

市長に対する問責決議

賛成者少数で
否決

内 容（抜粋）

櫻井市長は、「選択と集中」とスピード、コミュニケーション、オープンの方針で市政を運営されてきているが、現在、言葉どおりに進んでいない。

特に、「国民宿舎関ロジを休館に至らしめた責任」「国も県も推奨している地籍調査を中止する判断」「林業総合センターの火災における損害賠償請求に係る不手際」について、櫻井市長に対して責任を強く問うものである。

反対討論

現在係争中の案件もあり、今のところ市に損害が発生した事実はなく、現時点では問責には値しない。

この議案は、採決の結果、賛成者少数で否決されました。

委員会提出議案

亀山市議会基本条例の一部改正について

全会一致で
可決

平成23年の地方自治法の一部改正により基本構想の策定義務が撤廃されましたが、市では、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、今後も総合計画を策定することとし、総合計画条例を制定しました。

今回の改正は、このことにより、議会基本条例に規定する議会の議決事件について、所要の改正を行いました。

●改正内容●

総合計画のうち、基本構想の策定、変更または廃止の議決については総合計画条例で定めるとし、基本計画の策定、変更または廃止についてはこれまでと同様に、議会基本条例に規定する議会の議決事件とする。

委員会提出議案

亀山市議会会議規則の一部改正について

全会一致で
可決

今回の改正は、全員協議会の補助機関として平成27年5月22日に設置した政策検討部会について、地方自治法第100条第12項の規定による協議または調整を行うための場として位置づけるため、所要の改正を行いました。

●改正内容●

地方自治法第100条第12項に規定する「議案の審査または議会の運営に関し協議または調整を行うための場」である全員協議会には、その補助機関である政策検討部会を含むこととし、その構成員は部会員と招集権者は部会長と定める。

所管事務事業の説明を受けました

5月19日から21日にかけて各常任委員会協議会を開催し、各委員会の所管する事務分掌や主要事務事業について説明を受けました。

産業建設委員会 5月19日

所管部署

- 環境産業部
- 建設部
- 上下水道局



教育民生委員会 5月20日

所管部署

- 市民文化部
- 文化振興局
- 関支所
- 健康福祉部
- 子ども総合センター
- 医療センター
- 教育委員会



総務委員会 5月21日

所管部署

- 企画総務部
- 危機管理局
- 財務部
- 出納室
- 消防本部
- 監査委員事務局
- 選挙管理委員会事務局



常任委員会の様子をインターネット配信します

平成27年9月定例会から、総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会の様子をインターネット（ライブ・録画）で配信します。

議案審査の様子をぜひご覧ください。

9月定例会
から



議案一般質問

さて、ここからは、各議員の質疑や質問内容について掲載をします。取り上げた内容は議員の質疑、質問の一部の概要です。詳細については、亀山市議会ホームページでの映像配信や会議録から検索いただけます。

それでは、亀山市議会の議場の扉を開いてみましょう。



❓ 議案質疑とは

議案の内容や提案理由等について、疑問点や不明点を聞くことです。

❓ 一般質問とは

行政全般にわたり、市の考え方や疑問点を聞くことです。単に疑問をはらし、事実関係を明らかにするだけでなく、政策の見直しや提言を行います。



議案質疑

服部 孝規 <日本共産党>



議案第47号 亀山市税条例等の一部改正について

・日本年金機構で大量の年金情報の流出が起これ、情報管理のずさんさが問題になっているが、このままマイナンバー制度の導入を進めることについて

❓ マイナンバー制度について、日本年金機構などから、大量の個人情報流出が相次いでおり、世論調査では6割以上の方が導入に反対している中、これまでどおり導入を進めていくのか。

❓ マイナンバー制度については、さまざまな行政手続きにおいて住民及び行政の両者にとって非常に利便性の高い制度であり、本市だけが導入しないとう選択肢はないと考えており、個人情報保護、情報セキュリティー対策に万全を期し、導入に向けて準備を進めていく。

❓ 何らかの事情で住民票がない方については番号がつけられないため、行政サービスが受けられない事態が考えられるが、対策は考えているのか。

❓ DV等で転入手続きができない事情がある場合には、生活の本拠地としている市町村に特別な申請をしていただくことになるが、その場合は、本年7月に登録について周知し、9月に登録を行っていただき、10月には登録された居所に番号通知がされることになる。

❓ 情報セキュリティー対策について、万全を期すと言われるが、市民のプライバシーが本当に守られるのか。

❓ 制度面では、手続きの際の厳格な本人確認の義務づけや罰則等の強化を、また、システム面では、個人情報是一元管理ではなく、行政機関ごとの分散管理を行うとともに、通信にはマイナンバーを直接利用せず、暗号化した符号を利用するなどの安全対策を講じる。また、本市ではマイナンバー制度で利用する住民情報系システムは、インターネットによる外部接続を行わないことから、情報漏えいは発生しないと考えている。

西川 憲行 <ぽぷら>



議案第50号 平成27年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

・在り方検討委員会の報償費が計上されているが、委員会で何を検討するのか

Q 関ロジについて、在り方検討委員会を設置する目的は何か。

A 関ロジを取り巻く状況が変化中、今後のあり方について、外部の有識者や市民等により幅広い見地から総合的に調査・検討を行い、今後の方針決定につなげるものである。

Q 3月定例会で、市長の責任において関ロジの早期再開を目指す旨と答弁されているが、市長の責任とは、市長がリーダーシップを持って決めることではないのか。

A 庁内の検討委員会を立ち上げるとともに、有識者や市民等で構成する在り方検討委員会を設置し、両面から今後の方向についてしっかりと定めていくことが、市長の責任であると考えている。

Q 廃止も含めて検討していくのか。

A あらゆる方策について検討を行い、判断させていただく。

Q 在り方検討委員会の構成員として、企業経営に知識のある者、観光事業に知識のある者、建設設備に知識のある者という3者が設定されているが、幅広い意見を求めるという考え方と整合がとれていないのではないのか。

A 庁内検討会議では、関ロジの活用の可能性を幅広く、多面的に考えるとともに、在り方検討委員会のメンバーは、まだ、確定しているものではなく、庁内検討会議の結果を踏まえ、選出していく。



岡本 公秀 <新和会>



報告第12号 放棄した私債権の報告について

・未収金の回収方法について
・債権放棄の判断基準について

Q 医療費に関する放棄した私債権31件のうち、24件が3万円以下であり、医療センター職員が自宅へ集金に行けば回収できる金額だと思いが、どのような手段で回収に努めているのか。

A 医療費の未収金について、現年度分については文書の発送や通院時の面談により対処し、過年度分については弁護士事務所へ回収を委託している。

Q 債権放棄は、誰がどのような基準で判断するのか。

A 支払いの督促や弁護士事務所でも回収ができず、民法の規定により消滅時効となったものについて、副市長を委員長、弁護士及び関係室長

を委員とする亀山市滞納処分等判定委員会で個別に判断し、その後市長決裁により債権放棄を決定している。

Q 判定委員会では、債務者の状況を把握しているのか。

A 判定委員会では、担当職員の接触状況などの個人別資料を報告し、判断している。



福沢 美由紀 <日本共産党>

議案第49号 亀山市営住宅
条例の一部改正について

- ・市営住宅を市が建設する場合と民間住宅を借り上げる場合で、整備基準に違いはあるのか
- ・市営住宅として、新築の民間住宅を3箇所借り上げるが、いずれも業者から申し出があった時点で、その場所が市営住宅として適当であると確認したのか

Q 市営住宅について、市が建設する場合と民間住宅を借り上げる場合で、整備基準に違いはあるのか。

A 市が建設する場合は、一般的な民間賃貸住宅より高い耐久性、高品質な仕様となる。また、民間住宅を借り上げる場合においては、亀山市借上型市営住宅の採用基準等により、安全性や居住性は十分に担保している。なお、耐用年数については、市が建てる場合は70年、民間住宅では30年という違いがある。

Q 今回の、川合、北鹿島台の2件の市営住宅については、障がい者や高齢者の方にとって、非

常に移動困難な立地であるが、事業者から申し出があった時点で、現場を確認して適地であると判断されたのか。

A 業者から相談があった時点で、職員が現地調査を行ったうえで適地と判断し、事業者に事業計画の提出を求め、選定委員会により採用の判定を行ったものである。

Q 選定委員は現場を見たのか。

A 選定委員による、現場確認はしておらず、写真等により判断をした。今後は、判断基準のチェックシートに項目を入れることも検討していく。

Q 接続する市道は基準をクリアしているのか。

A 今回の事業と同時に現道の拡幅を行い、幅員としては十分確保しているが、勾配については現状のままである。

Q 既存の市営住宅の空いた土地や、土地開発公社が持っている土地を活用して建ててもらおうという検討はされなかったのか。

A 今回の物件については考えていなかったが、今後は、市や土地開発公社の所有地等の活用も検討していく。

櫻井 清蔵 <ぽぷら>



報告第10号 専決処分の報告について

○地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、議会に報告とあるがその内容について

- ・議会への報告が十分なされていないと思われる中での専決処分は、議会を軽視しているように感じるが、市長の議会に対する姿勢を知りたい

Q 林業総合センターの火災被害についての損害賠償請求について、支払い督促を行ったものの、相手方から異議申し立てがあったため、地方自治法第180条第1項に基づく専決処分により訴えの提起を行ったが、その経緯をどのように認識しているのか。

A 一連の流れの中で、今日の状況はそのとおりであるが、今回の損害賠償請求額は、設計委託

料は既に支払いを受けているので、工事請負費、施工監理費、市職員の時間外勤務手当、施設使用料のキャンセル分を合わせた7055万4443円である。

Q 支払い督促を行い、相手方から異議申し立てが出たことにより、長期裁判になると思われるが、どこまで考えているのか。

A どこまで裁判するのは、今後の裁判の状況次第であるが、裁判においては、市の利益を最優先に考え、全額の回収を求めていく。



宮崎 勝郎



議案第45号 亀山市総合計画条例の制定について

- ・ 条例制定の目的、意義について
- ・ 条例制定の提案時期がなぜ今議会なのか
- ・ この条例が制定されることによって、他の条例の制定、改廃はあるのか

Q 条例制定の目的と意義は何か。
A 地方自治法の改正により、今後の総合計画の策定や議決の要否については市の独自の判断に委ねられたが、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画の果たしてきた役割は重要であり、将来的にも総合計画を策定する必要があると考え、その策定根拠等を定めるものである。

Q 総合計画については、既に予算も計上され、取り組まれているが、なぜ、3月議会で条例を提案しなかったのか。
A 議会並びに市民により理解いただけるよう、今後は、策定方針や予算と条例を同時に提案するように取り組んでいく。

Q 条例が制定されることによって、他の条例の制定や改正、廃止はあるのか。
A 本条例において、総合計画審議会の設置根拠及び組織の基本的事項を定めることにより、総合計画審議会条例を廃止するとともに、総合計画の定義や策定根拠を明確にすることにより、まちづくり基本条例において引用する条項を一部改正する。

Q 議会基本条例との調整は図られているのか。
A 議会基本条例についても一部改正が必要であるため、議会事務局と相談の上進めている。

一般質問

マイナンバー制度導入にあたってのセキュリティ対策は万全か

中村 嘉孝 <新和会>



- マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)について**
- ・ 危険性に対処するためのセキュリティ対策について
 - ・ 市の関わり方について(求められている事務、導入の準備、運用管理に向けての職員研修等)

Q マイナンバー制度を導入するにあたり、個人情報保護のセキュリティ対策はどのように考えているのか。
A 制度面では、手続きの際の厳格な本人確認の義務づけと罰則等の強化を行うとともに、システム面では、個人情報の一元管理は行わず、行政機関ごとの分散管理を行い、情報のやりとりを行う際は、マイナンバーを直接利用せず、通信を全て暗号化させることになっている。なお、本市においては、マイナンバー制度で利用する住民情報系システムはインターネットによる外

部接続が行われないことから、高いセキュリティ性を維持している。

Q 市に求められる事務には、どのようなものがあるのか。
A 各システムの改修と連携のテスト、関係条例の整備、個人番号カードの交付事務がある。

Q 導入の準備は、どのような状況か。
A 住基ネット関連のシステム改修は大詰めを迎えており、その他の関連システムについても委託業者と調整を図っている。また、個人情報保護条例の改正については9月定例会に提案予定であり、その他、関連する規則や要綱等の改正についても順次進めていく。

Q 運用管理に向けた職員の研修はどのように考えているのか。
A 昨年度に、関係各室の対象者にマイナンバー制度関連のeラーニングを受講させ、今年度は、番号通知がされる10月までに、情報セキュリティを中心とした研修を計画している。

.....
【その他の質問】
 ◎住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)について

完全給食の早期実施を

福沢 美由紀 <日本共産党>



中学校給食について

・完全給食を実施していない市は、県内で四日市市と名張市と亀山市のみであり、早期に完全給食を進めるべきではないか

Q 県内他市では完全給食が進んできたが、完全給食を進めていくことについて、どのように考えているのか。

A 過去の給食検討委員会での経緯、近年の食育推進の動向も踏まえて、現在、検討委員会で協議している。

Q ほとんどの市町で完全給食を実施している状況の中で、わざわざデリバリー給食を実施しているところへ視察に行った目的は何か。

A 本市と同様に自校方式、センター方式、デリバリー方式の3つの異なる方式で中学校給食を

実施している中、既に8年前にセンター方式に統一する方針を決定していながら、方針どおりに進んでいない状況であり、これまでの経緯、協議内容について参考にするためである。

Q 給食検討委員会でコストについての議論はされていないが、事務局では検討しているのか。

A 詳細なコスト計算はしていないが、前回の給食検討委員会でコストに関する資料の要求があったので、全国の類似都市の事例を探しているところである。

Q 今後、どれぐらいで委員会として結論を出すのか。

A 現在、アンケート調査の考察をまとめており、今後、全国の給食の実施状況や提供方法におけるメリット・デメリット、コスト比較等に関する資料を提示したうえで多方面から協議し、第2次意見書を取りまとめていく予定である。

【その他の質問】

◎土砂埋め立て等による環境汚染・災害発生を防止する条例の制定について

市役所のネットワークシステムの十分なセキュリティー対策を

新 秀隆 <公明党>



生活支援について

○亀山市の電算システムについて
・システムの運用管理について

Q 亀山市では、本庁と支所等の各施設はどのようなシステムでデータ交信しているのか。

A 本庁と各施設のネットワークについては、専用回線、もしくは周波数帯域の保証された仮想専用線を用いて接続し、全ての通信を暗号化するなどの対策を講じている。

Q サーバーのデータ保管、日常の管理はどのように行っているのか。

A サーバーのデータのバックアップについては、日々記録媒体にデータを保存し、県外の安全な施設で保管しており、災害時等にデータが消失しないような措置を講じている。

Q サーバー自体のセキュリティー対策はどのように行っているのか。

A サーバー等管理施設は集中管理をしており、指紋認証によるアクセス制限を設け、あらかじめ

め登録された者以外は入室できない上、各サーバーは施錠されたサーバーラック内に設置している。

Q 職員の教育はどのように行っているのか。

A 新規採用職員に対して情報セキュリティー研修を実施するとともに、各部署に情報化リーダーを配置し、この情報化リーダーに対して情報セキュリティー研修を毎年実施している。さらに、内部監査を実施し、職員の情報セキュリティーに関する遵守状況を確認し、必要に応じ是正等を行っている。

Q 市のシステムと外部とのコンタクトに対するセキュリティー対策はどのように行っているのか。

A 電子メールについては、多重のセキュリティー対策を実施している。また、内部情報系システムについてはインターネットと接続をしているが、住民情報系システムについては外部との接続がないので、標的型メール等の対象にはならないと認識している。

【その他の質問】

◎安心・安全対策について

都市マスタープランの早期見直しを

豊田 恵理 <創政クラブ>



都市計画について

- ・都市マスタープランについて
- ・立地適正化計画について

Q 都市マスタープランが策定されてから、周辺状況は随分変わってきているが、これまで検証はされたのか。

A 平成22年3月に策定された都市マスタープランについては、平成30年度までの計画期間であるが、策定当初と社会状況は大きく変わってきていることから、今後策定される総合計画との整合を図り、次期計画策定作業の中でしっかりと状況分析や検証をしていく。

Q 都市マスタープランの検証もしない状態で、立地適正化計画をつくっていくのか。

A 立地適正化計画は誘導策という面もあり、今まで進まなかった都市マスタープランの用途の関係について見直していく。

Q 亀山市は、市街化区域と市街化調整区域の線引きをする考えがあるのか。

A 亀山市は、もう少し都市規模を大きくするというので、線引きを行ってこなかったが、今後も引き続き線引きはしないと考えている。

Q 都市マスタープランがあってこそその立地適正化計画ではないのか。検証もされず現状に合わないプランのまま、国からの優遇措置を見込んで計画を新たに策定するのは本末転倒ではないか。

A 先に立地適正化計画で具体の展開を検討していくことから、中心市街地の空洞化を初めとする諸課題に対して、より深い内容の都市マスタープランの見直しとなると思っている。

また、今の都市マスタープランが示している方向は間違っていないと考えており、整合はとれていると理解している。

【その他の質問】

◎オープンデータの活用について

若手・中堅職員のスキルアップを

今岡 翔平 <ぽぷら>



「オール市役所」を実現できる職員育成・仕組みづくりについて

- ・若手・中堅職員の自己申告制度はどのくらい活用されているのか
- ・市長と若手・中堅職員は直接対話できているのか。また、意見やアイデアを提案できる仕組みはあるのか

Q 自己申告制度について、どの程度、希望が反映されているのか。

A 自己申告書において、現在の仕事にやりがいがあると感じている職員が47.5%であることから、これに近い率と推察している。

Q 職員が経営感覚を持つためには、経営者である市長が考えを伝えていく必要があるが、どのような方法で伝えているのか。

A 現在、策定中の総合計画や総合戦略について、ワーキンググループを設置し、その中で若手・中堅職員と市長が直接意見交換を行う場を設け、さまざまな議論を行ったところである。

Q 亀山市は、コミュニケーション、スピード、オープン掲げているが、若手・中堅職員の思いを、総合計画等をとおして形にするのではなく、もっと早いスピードで政策に反映できる方法はないのか。

A 職員提案制度の中で、市長と若手職員が直接対話し、意見やアイデアを聞く機会を設け、政策提言につなげる仕組みを構築していきたい。

Q 若手・中堅職員との意見交換や、アイデアを聞くことの必要性についてどのように考えているのか。

A 若手・中堅職員のフレッシュで柔軟な発想を市政の中に生かしていくことは、大変重要であると考えている。

地籍調査の継続を

尾崎 邦洋 <緑風会>



地籍調査について

- ・「ザ・点検」の内容と結果について
- ・予算措置について
- ・今後の対応について

Q 地籍調査について、ザ・点検でどのような結果だったのか。

A 「事業の重要性は理解できるが、進捗率も低く、人間的にも無理があることから、一旦事業を休止し、過年度、未整理部分を完了し、再開後の実施体制について十分検討すべき」との理由から、要改善の判定であった。

Q 今の進め方では完了するのに何百年もかかるというのに、なぜ、平成28年度に事業を休止しないと次へ進めないのか。

A まずは過年度に着手した区域の整理を重点的に行うとともに、今後の実施体制について検討するために必要な時間と考えている。

Q 今年度予算170万円は建設部からの要求額か、あるいは、もっと大きな額を要求したが、減額されたのか。

A 現行の多岐にわたる事務事業と人員体制の中で実施できる事業量を勘案し、担当室が減額の予算化を行ったものである。

Q 地籍調査について、平成29年度以降どのように考えているのか。

A 専門的な職員の配置ができれば、平成29年度には予算も大きな額を要求していきたいと考えている。

Q 地籍調査については、予算的には市の負担額はわずか5パーセントであることから、人員確保のため、外部委託等も検討して進めていくべきと思うが、どのように考えているのか。

A 今後の実施体制について、全庁的な議論の中で体制づくりを再構築するよう検討していきたい。

※この質問については、小坂直親議員から関連質問がありました。

【その他の質問】

◎職務における危機管理について

◎人事について

神辺地区にバスを

岡本 公秀 <新和会>



亀山市の地域公共交通について

- ・亀山市地域公共交通体系の将来像について
- ・神辺地区の公共交通について

Q 亀山市が目指す地域公共交通体系の将来像として「通学、通院、買い物など市民生活に必要な公共交通が効率的、効果的に確保され、安心して充実した暮らしを実現できるまち」とうたわれているが、その目標はどのくらい達成されているのか。

A 計画の進捗度や地域のご意見、市民アンケート結果等から判断すると、まだまだ達成度は低いと考えている。

Q 自主運行バスについて、周辺部においては空

白地域が存在し、その地域にお住まいの方は不便を感じているが、そのような認識はあるのか。

A 広い市域の中で、山坂が多い地形的な制約等もあり、また、自動車依存の生活スタイルが定着している中で、自立した移動手段を持たない方については、通院、買い物など市民生活に必要な必要最小限度の身近な交通手段を確保していく必要があると認識している。

Q 神辺地区はバスが走っていないが、検討課題として考えているのか。

A 神辺地域は、地域の中心部を横断するような形で営業バス路線が、また、地域北部を野登・白川ルートが運行していることから、沿線地区については、その活用を図っていただきたいと考えている。

また、既存営業路線の利用が不便な山下、木下方面については、現地域公共交通計画に対応策を組み込んでいる。

戦後70年、後世に語り伝えよう

服部 孝規 <日本共産党>



戦後70年の節目の年に非核、平和への市の取り組みについて

・平成18年3月に非核平和都市宣言をし、平成22年4月には核兵器廃絶に向けて平和市長会議に加盟している亀山市として、戦後70年の節目の年に非核、平和への具体的な取り組みについて

Q 第二次世界大戦において、亀山市内でも列車が小型機の銃撃を受け、40人以上が亡くなる事件があった。市民団体から、この悲惨な出来事を後世に伝えたるため、現場に案内板を設置することについて市に協力依頼の申し出があったと聞くが、一緒に取り組んでいく考えはないのか。

A 市民運動として進めていただくことは大変意義深いことと考えている。まずは住民の皆さんが形にしていただくと取り組みを見守っていきたくと考えている。

Q 市としてどの部分なら協力できるのか、一緒に考えていくというスタイルにならないのか。

A 現時点で具体的に市がどう関与し、一緒に積み上げようとは言えないが、その活動を住民の活動として展開していただくことは、大変意義深いことと認識している。

Q 市として相談に乗ってあげたり、支援できることもあると思うが、対応できないのか。

A 市としてできることはサポートさせていただきたいと思っている。また、これ以外の戦争遺跡についても大事にしていきたい。

【その他の質問】

○滞納処分の執行停止を三重地方税管理回収機構に任せず、市長が判断することについて

子ども・子育て施策の一元化を

西川 憲行 <ぽぷら>



亀山市の将来像について

○働きやすく安心して子育てができる環境について

・保幼共通カリキュラムについて
・保育園と幼稚園の合築による一体化の検討や古くなった園舎の建て替えについて
・放課後児童クラブと放課後子ども教室について

Q 現在、保幼小接続カリキュラムがあるが、保幼共通カリキュラムとはどのようなものか。

A 保幼共通カリキュラムは、3歳から5歳児前半までの保育教育のあり方について、市内の保育所、幼稚園双方の専門性を生かし合い、一体的な指導を行うためのものである。

Q 今後、幼稚園と保育園を一体化し、認定こども園に移行していくのであれば、所管部署を一元化できないのか。

A 子ども・子育て支援事業計画に示したとおり、総合的、横断的に事業を展開していく必要があることから、担当部局の一元化を含め、組織のあり方について検討していく。

Q 放課後児童クラブと放課後子ども教室を一元化し、同じような環境で子どもたちを育てることはできないのか。

A 放課後子ども教室が全ての子どもを対象とし、地域の方々の参画により、スポーツや体験活動を行うものであるのに対し、放課後児童クラブは共働きの家庭の児童などを対象とし、適切な遊びや生活の場を提供するというそれぞれの側面があるため、今後も教育と福祉の意思を共有し、連携に努めていきたい。

通学路に防犯カメラの設置を

高島 真 <緑風会>



防犯カメラの必要性について

- ・市内に設置されている防犯カメラについて
- ・防犯カメラの必要性について
- ・通学路への設置に向けて

Q 市内に、防犯カメラと監視カメラは何基設置してあるのか。

A 防犯対策として、鉄道の無人駅に4カ所、名阪国道のインターチェンジ1カ所に防犯カメラを設置、また、廃棄物の不法投棄の未然防止を図るため、市内42カ所に移動式監視カメラを、林道への不法投棄対策として、7カ所に固定式監視カメラを設置している。

Q 防犯カメラの必要性について、どのように考えているのか。

A 犯罪などの発生時に、記録として録画情報を警察関係者等に提供することで、事件の早期解決に役立てるとともに、カメラ設置箇所周辺における犯罪の発生を未然に防止する効果があると考えている。

Q 条件が整えば、通学路に防犯カメラをつけていく考えはあるのか。

A 通学路への防犯カメラの設置は、児童・生徒への犯罪抑止対策の一つと考えられるが、全学的な観点から慎重に判断する必要があると考えている。

Q 子どもを守るためのツールの一つとして、防犯カメラは考えられないのか。

A 地域の見守り活動や青色パトロールの巡回等、防犯活動の取り組みも含めて考えていきたい。

【その他の質問】

◎白鳥の湯の利便性について

教育行政の政治的中立性の確保を

中崎 孝彦 <新和会>



教育行政について

○新教育委員会制度について

- ・本市において新教育長設置はいつごろになるのか
- ・総合教育会議と教育委員会との役割分担について
- ・総合教育会議の運用について

Q 新教育委員会制度では、教育委員長と教育長を統合した新教育長を設置することとなったが、本市において新教育長設置はいつごろになるのか。

A 新教育長の設置時期については、最長では現教育長の任期満了後の平成31年2月22日となるが、経過措置による現行制度の継続については現時点では未定であり、今回の法律改正の趣旨を踏まえた対応も考えられる。

Q 新制度では、市長が主宰する総合教育会議が設置され、教育行政の指針となる大綱の策定やさまざまな事案を協議することから、教育委員会が形骸化し、市長の附属機関になりはしないかと懸念もするが、今後の教育委員会のあり方をどのように考えているのか。

A 総合教育会議は、教育施策に関し、市長と教育委員会が協議・調整を図る場として活用されるものであり、教育委員会は今までどおり、執行機関として位置づけられており、そのあり方が変わるものではない。

Q 総合教育会議の今後の運用について、どのように考えているのか。

A 総合教育会議の設置を契機に、市長と教育委員会がさらなる連携を図り、この会議を有意義なものとする中で、本市の教育行政の一層の充実につなげていきたい。

子どもたちのための教育環境の整備を

櫻井 清蔵 <ぽぷら>



子どもたちを育む政治について
○市長の公共施設の現状認識と今後の対策について

・川崎小学校改築に伴う基本設計のあり方等について

Q 川崎小学校の基本設計について、昇降口と職員室・校長室の配置を変更することによって、災害時の避難経路として、速やかな動線が確保できると思うが、どのように考えているのか。

A 職員室・校長室については、教室などの児童ゾーンが近くなるよう、校舎の中心に配置しており、昇降口については、砂ぼこりの影響や、職員室と地域活動室の間に配置することで、学校と地域で児童の登下校の見守りができることを考慮したものである。2階からの避難経路についても、それぞれの教室から近い階段を降りて昇降口へ向かう経路のほか、教室の東側に避

難用の階段を設置するなど、分散された複数の避難経路が確保されており、防災機能の高い構造となっている。

Q 給食室の上にプールを設置することにより給食室に補強工事が要と思うが、工事費はどのくらいになるのか。

A イニシャルコストで約1000万円ほど高くなるが、外部からのプライバシー確保、砂じん、落ち葉などの防止、敷地の有効利用、災害時の水利用などメリットが非常に高いと考えている。

Q 地球温暖化、PM2.5、熱中症ということが問題となっているが、川崎小学校にエアコンを設置する考えはないのか。

A それぞれの施設の状況に応じて、充実した良好な教育環境の整備を計画的、段階的に進めていくため、市全体の各学校、園とのバランス、財政状況の推移を見きわめて検討を行っている。

【その他の質問】

- ◎関ロジについて
- ◎市営住宅の今後の対応について

伊勢志摩サミット効果に期待

宮崎 勝郎



伊勢志摩サミットの開催について

・来年度の主要国首脳会議が志摩市で開催されることについて、亀山市としてどのように受けとめているのか

Q サミットが伊勢志摩で開催されることについて、どのように受けとめているのか。

A 伊勢志摩地域だけでなく、県内周辺地域への誘客など、経済波及効果が見込まれ、本市にも大きな意義があると認識している。企画総務部を窓口、県や関係機関からの情報収集に努めるとともに、本市が有する地域資源を、積極的に情報発信するための体制を整えていきたい。

Q 関宿などの観光資源や特産品について、世界に向けて、どのように発信していくのか。

A 県や他市町の情報をしっかり入手し、この情報を全庁的に広げて、観光、物産のPRや市のシティプロモーションにつなげていけるよう取り組んでいく。



【その他の質問】

- ◎亀山市の農業施策について
- ◎地域まちづくりの推進について
- ◎病院事業の推進について

屋外公共トイレの充実を

前田 耕一



屋外公共施設等の公共トイレの現状について

- ・公園等の公共トイレの現況と設置基準について
- ・旧東海道沿いの公共トイレの現況について

Q 公園等の屋外公共トイレの設置基準はあるのか。

A 設置数に関する統一基準は特になく、公園の種類や性格、利用形態等により個別に検討している。また、トイレ整備の仕様については、その時点の基準で整備を行っており、現在、新築する場合は、県のユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づく同整備基準により設置している。

Q 市内の公共施設のトイレの中には、においや汚れなどの衛生上の問題や、男女共用で狭かつ

たり、便器の数が少ないなどの構造上の問題があるトイレもあるが、管理や改善はどのように行っているのか。

A 公園は指定管理者である亀山市地域社会振興会が清掃等を行っている。公共トイレの改善については、計画的にしっかり検討していく。

Q 旧東海道の散策者が増えている中、亀山宿、坂下宿には公共トイレないが、その現況についてどのように考えているのか。

A 亀山市では、歴史的な建造物の整備とあわせて、散策者が利用可能なトイレの整備を進めている。また、沿道にある公共施設、公園などにおいて、散策者が利用できるよう協力をいただいております。散策パンフレット等にその配置を記載し、周知を図っている。

【その他の質問】

◎亀山駅前環境整備について

6月定例会に提案された議案と議決結果

議案の詳細は、ホームページに掲載していますのでご覧ください。賛否が分かれた議案の表決 は、17ページをご覧ください。

議案番号	件名と主な内容	議決結果	
		可決	賛
45	亀山市総合計画条例の制定について 地方自治法の一部を改正する法律により、市町村の基本構想に関する規定が削除され、総合計画の策定が市の独自の判断に委ねられることとなったが、市では総合計画を策定することとし、その策定根拠などを定めるため、本条例を制定する。	可決	賛14
46	亀山市まちづくり基本条例の一部改正について 総合計画条例の制定により、市の総合計画の策定根拠を明確にすることから、所要の改正を行う。	可決	賛14
47	亀山市税条例等の一部改正について 地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、所要の改正を行う。	可決	賛14
48	亀山市都市計画税条例の一部改正について 地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行う。	可決	賛14
49	亀山市営住宅条例の一部改正について 亀山市民間活用市営住宅事業により新たに借り上げる賃貸共同住宅について、市営住宅として設置及び管理を行うこととするため、所要の改正を行う。	可決	賛14：反3
50	平成27年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について	可決	賛13：反4
51	財産の取得について 議会の情報発信の充実を図るため、映像・音響設備等の取得について仮契約したので、議会の議決を求める。	可決	賛14

議案番号	件名と主な内容	議決結果	
52	市道路線の認定について 開発行為により設置された新規路線である東御幸5号線の市道路線の認定について、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。	可決	全員賛成
53	市道路線の認定について 開発行為により設置された新規路線である和田30号線の市道路線の認定について、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。	可決	全員賛成
54	専決処分した事件の承認について 地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、亀山市税条例等の一部改正を専決処分したので、議会に報告し承認を求める。	承認	全員賛成
55	専決処分した事件の承認について 地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、亀山市都市計画税条例の一部改正を専決処分したので、議会に報告し承認を求める。	承認	全員賛成
56	専決処分した事件の承認について 地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、亀山市国民健康保険税条例の一部改正を専決処分したので、議会に報告し承認を求める。	承認	全員賛成
委員3	亀山市議会基本条例の一部改正について 総合計画条例の制定に合わせ、議会基本条例に規定する議会の議決事件について所要の改正を行う。	可決	全員賛成
委員4	亀山市議会会議規則の一部改正について 全員協議会の補助機関として設置した政策検討部会について、地方自治法第100条第12項の規定による協議または調整を行うための場として位置づけるため、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
議員2	安全保障法制の見直しを今国会で成立させないよう求める意見書の提出について	可決	賛12：反5
議員3	市長に対する問責決議	否決	賛4：反13

※委員＝委員会提出議案 議員＝議員提出議案

賛否の分かれた議案の表決結果

※ 賛は賛成 反は反対 なお、議長 前田 稔 は採決に加わっていません。

議席番号	議員名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
	今岡 翔平																		
	西川 憲行																		
	高島 真																		
	新 秀隆																		
	尾崎 邦洋																		
	中崎 孝彦																		
	豊田 恵理																		
	福沢美由紀																		
	森 美和子																		
	鈴木 達夫																		
	岡本 公秀																		
	宮崎 勝郎																		
	前田 耕一																		
	中村 嘉孝																		
	前田 稔																		
	服部 孝規																		
	小坂 直親																		
	櫻井 清蔵																		
49	亀山市営住宅条例の一部改正について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛	賛	賛	賛	賛	-	反	賛	反
50	平成27年度亀山市一般会計補正予算(第1号)について	反	反	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛	賛	賛	-	賛	賛	反
議員2	安全保障法制の見直しを今国会で成立させないよう求める意見書の提出について	賛	賛	反	反	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛	反	賛	賛	-	賛	反	賛
議員3	市長に対する問責決議	賛	賛	反	反	反	反	反	反	反	賛	反	反	反	反	-	反	反	賛

※議員＝議員提出議案

全国・東海市議会議長会表彰を受けました

4月15日に四日市市で開催された第98回東海市議会議長会定期総会及び6月17日に東京都で開催された第91回全国市議会議長会定期総会において前田 稔議長が議員在職10年以上の表彰を受けました。



平成27年9月定例会日程（予定）

8月27日	9月定例会 開会	10：00～
9月7日	議案質疑	10：00～
9月8日	議案質疑	10：00～
	予算決算委員会 一般質問	
9月9日	一般質問	10：00～
9月10日	一般質問	10：00～
9月11日	産業建設分科会 産業建設委員会	10：00～
9月14日	教育民生分科会 教育民生委員会	10：00～
9月15日	総務分科会 総務委員会	10：00～
9月17日	予算決算委員会	9：00～
9月18日	予算決算委員会	9：00～
9月25日	議会運営委員会 9月定例会閉会	11：00～ 14：00～

正式な日程は、定例会直前の議会運営委員会で決定します。
詳しくは、議会事務局へお問い合わせください。ホームページにも掲載しています。

議会の主な動き



4月

- 6日 広聴広報委員会
会派代表者会議
- 13日 広聴広報委員会
- 14日 議会改革推進会議「検討部会」
- 15日 東海市議会議長会総会（四日市市）
- 17日 教育民生委員会、教育民生委員会協議会
愛知県岡崎市議会：視察来庁
（歴史的風致維持向上計画）
- 20日 全員協議会
産業建設委員会、産業建設委員会協議会
- 22日 佐賀県佐賀市議会：視察来庁（議会改革）
- 24日 総務委員会
- 28日 議会改革推進会議「検討部会」

5月

- 14日 教育民生委員会
- 19日 産業建設委員会協議会
- 20日 教育民生委員会協議会、教育民生委員会協議会
- 21日 総務委員会協議会、総務委員会
- 22日 全員協議会
議会改革推進会議
全員協議会「政策検討部会」
- 25日 三重県市議会議長会総会（津市）
- 27日 産業建設委員会、産業建設委員会協議会
- 28日 三泗鈴亀農業共済事務組合議会全員協議会・臨時会
- 29日 議会運営委員会
総務委員会協議会

6月

- 1日 第43回全国自治体病院経営都市議会協議会総会（東京都）
- 4日 リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会総会（東京都）
- 5日 6月定例会開会
- 16日 議会運営委員会
議案質疑
予算決算委員会
- 17日 全国市議会議長会定期総会（東京都）

- 18日 一般質問
全員協議会
- 19日 一般質問
- 23日 産業建設分科会、産業建設委員会
- 24日 教育民生分科会、教育民生委員会
- 25日 総務分科会、総務委員会
- 29日 予算決算委員会
議会運営委員会
6月定例会閉会



表紙写真を募集します！

11月1日発行の議会だよりの表紙写真を募集します

- 応募資格 亀山市内在住または通勤・通学している人
 応募方法 応募用紙（下記の必要事項①～③を記入のもの）と横撮りのカラー写真（現像の場合2Lサイズ以上、データの場合JPEG形式で5MBまで）を亀山市議会事務局へ郵送、電子メールで送信、または持参してください。
 ①写真のタイトル（10文字程度）
 ②撮影場所及び撮影年月日
 ③撮影者の住所、氏名、電話番号
 応募締切 10月1日（木）必着。
 ※応募はおひとりにつき3点まで、未発表のオリジナル作品で、トリミング等の加工がされていないもの。
 人物や建物等が特定される場合は、承諾を得てください。
 広聴広報委員会で審査の結果、採用者には粗品を贈呈します。応募写真は返却しません。
 詳しくは、ホームページをご覧ください。議会事務局へお問い合わせください。

応募・問合せ

亀山市議会事務局
 住所：〒519-0195 亀山市本丸町577番地
 電話：0595-84-5059
 メール：gikai-city.kameyama@zvtv.ne.jp
 受付時間…午前8時30分～午後5時15分（土日祝日を除く）

市民の皆様の声が議会・市政に反映され、信頼をいただける議会となるよう努めてまいります。皆様のご意見をお寄せください。